平成二十二年

三八の一三・二〇五六の一・二〇五六の五 (以上六筆について次の図に示す部分に

笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇三七の一・二〇三八の一・二〇三八の七・二〇

第二千百号

日

十二月二十七日

次

廃川敷地等 ( 二件 ) ...... 七〇一 道路の区域変更 ( 二件 ) ......七〇〇 河川区域の指定の一部改正.....七〇一 建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正......七〇〇 目 示

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出..................................七〇二 国土調査の成果の認証......七〇二

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則..................七〇三 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..................七〇三

他

労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲......七〇六

平成二十二年十一月三十日付号外第八十三号中......七〇六

告 示

## 山梨県告示第三百八十五号

うに保安林の指定を解除する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定により、次のよ

平成二十二年十二月二十七日

解除に係る保安林の所在場所

山梨県知事 横 内

正

明

月 曜 保安林として指定された目的 限る。)、二〇三八の五、二〇三八の八から二〇三八の一〇、二〇三八の一二、二 〇三九、二〇五六の四

Ξ

解除の理由

土砂の流出の防備

砂防設備用地とするため

る。 ) 山梨県告示第三百八十六号 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二の規定により、次のよう

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供す

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内

正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 韮崎市 (次の図に示す部分に限る。

水源のかん養

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

韮崎市(次の図に示す部分に限る。

 $(\Box)$ 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

報 第二千百号 平成二十二年十二月二十七日

Щ

梨 県

公

- $(\Xi)$ 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による

二九八の二、三〇一の三 五の四、四四五の五、四六五の二、四七三の二、四七四の二、字破場二七六の二、 図に示す部分に限る。)、字南反保四〇七の一、四一七の三、四四五の三、四四 三五六〇・字中沢五九一四の三・字八丁五八二一の二 (以上二〇筆について次の 四一の二・字滝沢三〇九〇の二・字山ノ神六〇二六の一・字汁森三五五九の三・ 三三〇六・字下新田七三一一・字上祖母石一九一の一・字原二〇三七の二・二〇 一・字前林一九九・三三三一の一・字八森一四〇六・三三〇二・三三〇三の一・ 字三次山三三五五の二・字池田二六一一・字奥ノ入三四六九の二・三五六〇の

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- (3) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。) 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

## 山梨県告示第三百八十七号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 保安林として指定された目的 北杜市 (次の図に示す部分に限る。)

土砂の流出の防備

Ξ 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平六二〇九の二・六二九二の二・六二九八・字東畑ヶ六一五六の一・六一六

図に示す部分に限る。)、字下平五三八〇の二 七・六六二八・六六四八・字風越六三二一・六三二二(以上一三筆について次の 六の一・字桜平六五二〇の二・六五二一の二・六五二四の一・字入ノ沢六六二

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2

- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

## 山梨県告示第三百八十八号

百九十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。 建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十二年山梨県告示第二

平成二十二年十二月二十七日

一に次のように加える。

山梨県知事

横

内

正

明

3 二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であってそ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

の役員が暴力団員であるもの

## 山梨県告示第三百八十九号

所において、この告示の日から平成二十三年一月十七日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 次のとおり道

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正

明

- 道路の種類 県道
- 線 名 内船停車場線

Ξ 道路の区域

 $\overline{\times}$ 間 の別 旧新 (メートル) 敷地の幅員 (メート (パ

八〇・〇	九. 四5	新	五二地先まで
八 〇 · 〇	六・七・五	旧	南巨摩郡南部町南部字南田九一七二番の一敷地先から南巨摩郡南部町南部字南田富士川右岸堤防

### 山梨県告示第三百九十号

設事務所 (吉田支所を除く。) において、この告示の日から平成二十三年一月十七日ま で一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正

明

Ξ

兀

道路の種類 県道

路線 名 大月停車場線

Ξ 道路の区域

<del>1</del>		亲	先まで 大月市大月一丁目字六貫メ三四六番の一地 先から
<u>-</u>	- - - - - -	if .	大月市大月一丁目子六貫人三四六番の六也
八三・〇	九・〇	旧	大月市大月町大月三四八番地先まで大月市大月町駒橋一一八〇番地先から
		5	
びメートル)長	メートル)敷地の幅員	の旧割新	区

## 山梨県告示第三百九十一号

| 級河川白井沢宮川に係る河川区域の指定 ( 平成十二年山梨県告示第五百三十七号 )

の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十七日

Щ

梨 県

公 報

第二千百号

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正

明

第十三号図から十四号図に係る区域を次のように変更する。

務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。 (「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事

## 山梨県告示第三百九十二号

事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。 十九条の規定により、告示する。その関係図書を山梨県県土整備部治水課及び中北建設 次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第十四号) 第四

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事

横

内

正

明

河川の名称 富士川水系 白井沢宮川

廃川敷地等が生じた年月日(平成二十二年十二月二十七日

千七百四十二番三地先まで 廃川敷地等の位置
北杜市長坂町長坂上条字長大地二千七百六十九番三地先から二

廃川敷地等の種類及び数量 千三百五十二・八〇平方メートル

## 山梨県告示第三百九十三号

事務所に備え置いて縦覧に供する。 十九条の規定により、告示する。その関係図書を山梨県県土整備部治水課及び中北建設 次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事

横

内

正

明

河川の名称 富士川水系 漆川

廃川敷地等が生じた年月日(平成二十二年十二月二十七日

 $\equiv$ 千百三十四番六から八まで及び下市之瀬字狐塚千三百七十八番十一 廃川敷地等の位置
山梨県南アルプス市山寺字上河原千百三十四番 一から四まで、

廃川敷地等の種類及び数量 四百四十三・二七平方メートル

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

•

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月九日
- びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
- 1 名称 特定非営利活動法人グリーンフィールズ
- 2 代表者の氏名 朝野聡
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町長浜二千一 五番地
- 4 定款に記載された目的

の健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。の健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。現境の保全、子ども対象にした継続的な維持・管理のための助言又は支援・協力を行い、その普及や人対象にした継続的な維持・管理のための助言又は支援・協力を行い、その普及や人資・設計や実施、維持管理事業を推進すると共に、学校等関係者や地域住民などを査・設計や実施、維持管理事業を推進すると共に、学校等関係者や地域住民などを査・設計や実施、維持管理事業を推進すると共に、学校等関係者や地域住民などを高いして、芝草などによる緑化を推進し、その実現のための総合的な企画・調の健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。

# 特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

申請のあった年月日
平成二十二年十二月十三日

びにその定款に記載された目的二年請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- 1 名称 特定非営利活動法人山梨ICT&コンタクト支援センター
- 2 代表者の氏名 金成葉子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市小原西九百五十五番地
- 4 定款に記載された目的

ンター(企業等において、顧客への対応業務を専門に行う事業所・部門)業務に従ユビキタス社会に対応できるICT(情報通信技術)関連業務並びにコンタクトセこの法人は、広く山梨県内及び県外周辺地域の一般住民・団体・事業者等に対し、

かな住民生活を実現し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。築し、運営事業を実施することにより、地域雇用及びビジネス機会の創出とより豊質の高い保健・医療・福祉・健康情報サービスや自治体・公共・団体サービスを構体・事業者等が容易に情報化ネットワークに参加できるよう環境整備を推し進め、事する人材の育成及び人材の登録・紹介事業を実施するとともに、これら住民・団

三 縦覧期間 平成二十二年十二月十五日から平成二十三年二月十四日まで

## ● 国土調査の成果の認証

り国土調査の成果を認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとお

国ニ言孟(万男で言言)カ

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

調査を行った者の名称

中央市及び市川三郷町

一調査を行った時期

市川三郷町(平成二十一年十月二十六日から平成二十二年三月二日まで中央市)平成二十一年十一月十九日から平成二十二年二月二十三日まで

| 三 成果の名称

四 調査を行った地域地籍図及び地籍簿

中央市大字西花輪の一部

市川三郷町大字高田の一部

認証年月日

五

平成二十二年十二月十四日

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

のとおり富士河口湖町小立土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正

明

相澤	氏
武志	名
南都留郡富士河口湖町小立二千九十一番地	住
26	所

≥   南都留郡富士河口湖町小立二百五十八番地	美延	渡邉
南都留郡富士河口湖町船津千百八十四番地	操	渡邊
	富栄	渡邊
富士吉田市下吉田千九番地の二	正	渡邊
4 南都留郡富士河口湖町船津二千二百八番地二	先 雄	渡邉
南都留郡富士河口湖町小立千八百三十五番地	寛	坂 本
	宗治	倉沢
	常民	梶原
4 南都留郡富士河口湖町船津九百四十番地	佐野茂雄	小佐
	野快	小佐野
	芳	大石
	秀世	大石
	英機	在原
	正範	相澤

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する。 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の

別表第六特別支援学校の項及び「中学校の項中「一・五」を「一・二五」に改める。

### Pi 貝

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

# 山梨県人事委員会規則第三十九号

平成二十二年十二月二十七日義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義

彦

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則 (昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号)

の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

## 人事委員会

# 山梨県人事委員会規則第三十八号

平成二十二年十二月二十七日山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

Щ

梨県

公 報

第二千百号

平成二十二年十二月二十七日

山梨県

職員 の区 分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
再任	1~4	2,000円	2,100円	3,500円	4, 200円	6,800₽
用職員及	5~8	2,000	2, 300	3, 700	4, 400	6, 900
夏及	9~12	2, 100	2, 400	3, 800	4, 500	7, 100
び任 朝付	13~16	2, 200	2, 500	4, 000	4, 900	7, 200
嵌員	17~20	2,300	2, 600	4, 300	5, 100	7, 400
以外 の職	21~24	2, 400	2, 800	4, 500	5, 200	7, 500
り服員	25~28	2,600	2, 900	4, 700	5, 400	7,600
•	29~32	2,700	3,000	4, 900	5, 500	7, 700
	33~36	2,800	3, 200	5, 100	5, 700	7, 900
	37	2,900	3, 300	5, 300	5, 900	8,000
	38~40	2,900	3, 300	5, 300	5, 900	
	41~44	3, 100	3, 500	5, 400	6,000	
	45~48	3, 200	3, 700	5, 600	6, 100	
	49~52	3, 300	3, 800	5, 700	6, 300	
	53~56	3, 400	4, 100	5, 800	6, 400	
	57~60	3, 500	4, 300	6,000	6,600	
	61~64	3,600	4, 500	6, 100	6, 800	
	65~68	3, 700	4, 800	6, 300	6, 900	
	69~72	3,800	4, 900	6, 400	7,000	
	73~76	3, 900	5, 100	6, 500	7, 100	
	77~80	4,000	5, 300	6, 700	7, 200	
	81~84	4, 100	5, 400	6, 800	7, 300	
	85~88	4, 100	5, 500	6, 900	7, 400	<del></del>
	89~92	4, 200	5, 600	6, 900	7, 500	
	93	4, 300	5, 800	7,000	7, 500	
	94~96	4, 300	5, 800	7,000		
	97~100	4, 400	5, 900	7, 200		
	101~104	4, 400	6, 100	7, 200		
	105~108	4,500	6, 200	7, 200		
	109	4,500	6, 300	7, 300		
	110~112	4,500	6, 300			
	113~116	4,600	6, 400			
	117~120	4,700	6, 500			
	121~124	4,700	6,600			
	125	4,800	6, 700			
	126~128		6, 700			
	129~132		6, 800			
	133~136		6, 900			
	137~140		6, 900			
	141~144		6, 900			
	145~148		7, 000			
	149		7, 100			
写任 用職		3, 200	3, 800	4, 500	5, 100	6, 400
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2, 500

別表第一	教育聯給料表(-	一)の適用を受ける者	(笹四冬関係)
カリイズ ケヤ	4X F 4B(M) 111 4X (	ノツ週のと又りつつ	

衣 <del>男 一</del>		プログログ で 文 の る 1			
職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級
分	号給			F 400FF	0.000
再任	1~4	2,000円	2,500円	5, 100円	6,800円
用職 員及	5~8	2, 000	2, 600	5, 200	6, 900
び任	9~12	2, 100	2, 800	5, 400	7, 100
期付	13~16	2, 200	2, 900	5, 500	7, 200
職員以外	17~20	2, 300	3, 000	5, 700	7, 400
の職	21~24	2, 400	3, 200	5, 900	7, 500
員	25~28	2,600	3, 300	6, 000	7, 600
	29~32	2, 700	3, 500	6, 100	7, 700
	33~36	2,800	3, 700	6, 300	7, 900
	37	2, 900	3, 800	6, 400	8, 000
	38~40	2, 900	3, 800	6, 400	
	41~44	3, 100	4, 100	6,600	
	45~48	3, 200	4, 300	6, 800	
	49~52	3, 300	4,500	6, 900	
	53~56	3, 400	4, 800	7,000	
	57~60	3, 500	4, 900	7, 100	
	61~64	3,600	5, 100	7, 200	
	65~68	3, 700	5, 300	7, 300	
	69~72	3, 800	5, 400	7, 400	
	73~76	3, 900	5, 500	7, 500	
	77	4, 000	5, 600	7, 500	
	78~80	4, 000	5, 600	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	81~84	4, 100	5, 800		
	85~88	4, 100	5, 900		
	89~92	4, 200	6, 100		
	93~96	4, 300	6, 200		
	97~100	4, 400	6, 300		
	101~104	4, 400	6, 400		
	105~108	4, 500	6, 500		
	109~112	4, 500	6, 600		
	113~116	4, 600	6, 700		
				·	
	117~120	4, 700	6, 800		
	121~124	4, 700	6, 900		
	125~128	4, 800	6, 900		
	129~132	4, 900	6, 900		
	133~136	4, 900	7,000		
	137	4, 900	7, 100		
	138~140	4, 900			
]	141~144	5, 000			
	145~148	5, 100			
	149~152	5, 100			
t	153	5, 100			
再任 用職 員		3, 200	3, 800	5, 100	6, 400
任期 付職 員					2, 500

### 附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

### そ の 他

第二項の規定により、同法第三条第四号に規定する職員が結成し、又は加入する労働組 合について、職員のうち、労働組合法 (昭和二十四年法律第百七十四号)第二条第一号 山梨県労働委員会告示第二号 に規定する者の範囲を平成二十二年十二月十五日次のとおり認定した。 地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和二十七年法律第二百八十九号) 第五条 平成二十二年十二月二十七日

山梨県労働委員会

田 和

当該職員のうち、次の表に掲げる者 地方独立行政法人山梨県立病院機構の職員が結成し、又は加入する労働組合について、

地方独立行政法人山梨県立病院機構

国梨県立北病院 院長、副院長、事務局長、医療部長、課長、薬局長、総看護師長といい。 中央病 院長、副院長、事務局長、医療安全管理室長、医療局長、薬剤部 世に関する企画立案担当の職員及び予算・決算・訟務を担当する 職員 事務局長、事務局次長、施設管理幹、課長、部長、総放射線 技師長、総検査技師長及び副看護部長 及び副総看護師長 及び副総看護師長		
総副 総副 総部院 総部院 を表 ・ を表 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
総副院との一般を表現である。という。という。 おいい おいい おいい おいい おいい おいい はい かい はい かい はい	本部事務局	関する企画立案担当の職員局長、事務局次長、課長、
務局長、医療部長、課長、薬局長、	院山梨県立中央病	総検査 総検査
	山梨県立北病院	総看護師長

### 正 誤

ページ	
段	
行	
誤	
Œ	

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

する規則の一部を改正する規則 平成二十二年十一月三十日山梨県人事委員会規則第三十六号 (特地勤務手当等に関

六 上 終わりから十一 |前項第三号

前項第二号